

**「安心・成長・自立自尊の埼玉」の実現に向けた提案・要望  
重点政策に関する提案・要望**

**Ⅲ 災害に強い県づくりに向けた提案・要望**

# 大規模災害への備え

要望先：内閣府・総務省・財務省・国土交通省  
気象庁

県担当課：土地水政策課・危機管理課・消防防災課  
道路政策課・河川砂防課

首都直下地震などの大規模災害が発生した場合には、東日本大震災と同様に広範な地域に被害が及ぶことが想定される。また、近年、台風の強大化や局地的な大雨の頻発が指摘されており、都市の浸水被害や山間部の土砂災害などの危険性が増大している。

平成25年9月には本県内で竜巻が短期間に連続して発生して甚大な被害をもたらした。被災者生活再建支援の課題が浮き彫りとなった。

東日本大震災を教訓とし、広域的な視点から震災対策の見直しを進めるとともに、様々な大規模災害から人命を守るため、治水対策、橋りょうを含む緊急時輸送道路整備、及び医療設備の整備など、安心・安全の確保に向けた対策を進める必要がある。

東日本大震災による被害を踏まえ、近い将来発生が予想される首都直下地震の新たな被害想定を基に「首都直下地震の地震防災戦略」の検討・見直しを行い、その対策強化を図るとともに、その必要な財源を確保すること。

◆現状・課題

- ・ これまでの想定をはるかに超える東日本大震災の発生により、国や地方公共団体では、地震対策や津波対策の再検討が迫られている。
- ・ 特に、首都直下地震は近い将来の発生が予想されており、東日本大震災の教訓を生かし、新たな被害想定の下、震災対策を進めていく必要がある。

○中央防災会議「首都直下地震の地震防災戦略」（平成18年4月策定）

- ・ 人的被害軽減戦略  
死者数を半減  
約11,000人→約5,600人（夕方6時、風速15m/秒の場合）
- ・ 経済被害軽減戦略  
経済被害を4割減  
約112兆円→約70兆円（夕方6時、風速15m/秒の場合）
- ・ 主な具体目標  
住宅・建築物の耐震化率 75%→90%  
密集市街地の整備 不燃領域率 40%以上  
自主防災組織率の向上 72.5%→96%

ハツ場ダムについては、治水・利水上必要不可欠なダムであるので、関係する地方公共団体や地元住民の意見を踏まえ、早期に完成させること。また、引き続き本体工事に必要な予算措置を講じること。

**◆現状・課題**

○事業参画団体： 埼玉県、東京都、千葉県、群馬県、茨城県、栃木県の1都5県

○治水上の必要性

昭和22年のカスリーン台風時の利根川の氾濫により甚大な被害を受けた本県にとって、利根川の治水対策は必要不可欠である。

ハツ場ダムは吾妻川流域における初めての大規模な洪水調節施設（集水面積711km<sup>2</sup>、治水容量6,500万m<sup>3</sup>）である。これにより、既存ダム群とあわせて利根川上流域での様々な降雨パターンに対応できるようになり、治水効果が高いことから早期の完成が必要である。

○水利権

埼玉県は、現在毎秒約26m<sup>3</sup>の水利権を取得しているが、この中にハツ場ダム参画を前提とする毎秒約7.5m<sup>3</sup>の暫定水利権が含まれている。（割合は約29%）

この水量は、約160万人分の水道水に相当し、建設が中止され、この水利権が失われた場合、給水に大きな影響が出る。

○平成25年度までの埼玉県支出額（実負担）

建設事業（治水）	約153億円
建設事業（利水）	約336億円
水特事業	約95億円
基金事業	約25億円

○平成26年度予算

国土交通省は平成26年度予算として本体工事費を含む約99億円を計上した。

### 3 被災者生活再建支援法の弾力的な運用

内閣府

被災者生活再建支援法の運用に当たっては、同一の自然災害に見舞われた隣接市町村が住宅全壊世帯数の基準を満たさない場合でも、同一災害であることをもって支援対象とするなど、弾力的な運用を図ること。

#### ◆現状・課題

被災者生活再建支援制度

- ・ 一定の要件に該当する市町村内の被災世帯に対して、住宅の被害程度に応じた基礎支援金と住宅の再建方法に応じた加算支援金が支給される。
- ・ しかし、同一の自然災害に見舞われた隣接市町村でも、住宅全壊被害を受けた世帯数が基準を満たさない場合には、支援金の支給が受けられない状況にある。

#### ◆参考

被災者に対する国の支援の在り方に関する検討会（第1回：平成25年10月23日開催）  
委員／有識者、新潟県危機管理監、兵庫県防災企画局長、つくば市長、釜石市長の  
計9名

- ・ 26年夏頃結果取りまとめ

### 4 竜巻の発生メカニズムの解明

内閣府・気象庁

竜巻の発生メカニズムを解明するため、省庁横断的・学際的な体制で研究を進めるとともに、竜巻被害防止のために必要な予算を確実に確保すること。

#### ◆現状・課題

- ・ 近年、本県、茨城県、栃木県、群馬県など関東地方の内陸部において竜巻が短期間に多数発生し、また、今後とも発生するおそれがある。
- ・ このような竜巻の頻発には、地球温暖化などの大きな気候変動が原因と考えられるが、竜巻の発生メカニズムや発生の予測については、いまだ十分に解明されていないのが実情である。

#### ◆参考

竜巻等突風対策局長級会議（平成25年9月6日）

構成省庁／内閣府、警察庁、消防庁、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、  
経済産業省、国土交通省、気象庁、環境省、防衛省

首都圏の交通網の骨格をなし、緊急輸送道路となっている圏央道や外環道、上尾道路、本庄道路、東埼玉道路などの整備については、必要とする予算を国の責任で確保し、整備を促進すること。

特に、圏央道の桶川北本IC～白岡菖蒲IC間の開通目標が平成26年度※とされているが、一日も早く開通させること。

また、地域高規格道路である新大宮上尾道路（与野JCT～圏央道）については早期整備を図ること。

※ 開通時期については、土地収用法に基づく手続きによる用地取得等が速やかに完了する場合との条件が付されている。

#### ◆現状・課題

- (1) 圏央道（首都圏中央連絡自動車道）
  - ・整備位置 都心から半径およそ40～60kmの環状道路
  - ・延長 約300km（うち約181kmは供用中）
  - ・埼玉県内 延長58.4km（うち36.5kmは供用中）
- (2) 外環道（東京外かく環状道路）
  - ・整備位置 都心から約15kmの環状道路
  - ・延長 約85km（うち約34kmは供用中）
- (3) 上尾道路（一般国道17号）
  - ・区間 さいたま市西区宮前町～鴻巣市箕田
  - ・延長 約20km
- (4) 本庄道路（一般国道17号）
  - ・区間 深谷市岡～群馬県高崎市新町
  - ・延長 約13km（国道462号以南約6kmは未事業化）
- (5) 東埼玉道路（一般国道4号）
  - ・区間 八潮市八條（外環道）～春日部市下柳（国道16号）
  - ・延長 約18km
- (6) 新大宮上尾道路（地域高規格道路）
  - ・区間 さいたま市中央区円阿弥（与野JCT）  
～桶川市大字川田谷（圏央道）～鴻巣市箕田（一般国道17号）
  - ・延長 約25km（うち約16kmが整備区間に指定）

# 公共施設の耐震化・長寿命化

要望先：内閣府・総務省・財務省・文部科学省  
厚生労働省・国土交通省

県担当課：学事課・社会福祉課・道路政策課  
道路環境課・水辺再生課  
公園スタジアム課・教育局財務課

災害時において、県民生活や経済活動への影響を最小限に抑えるためには、緊急輸送道路の機能の確保は不可欠である。また、都市公園や学校施設等は、災害時に避難地や避難路として機能するなど、地域の防災性の向上に大きな役割を果たしている。

しかし、これらの公共施設の多くが高度経済成長期以降に建設、整備されたもので、近年、老朽化が進んでおり、公共施設が果たすべき災害時の機能に支障を及ぼすおそれがある。また、今後、一斉に大規模な修繕や更新を迫られ、将来に大きな負担が生じることも予想される。

このことから、公共施設の耐震化・長寿命化対策を計画的かつ総合的に推進し、災害に強い県づくりに積極的に取り組む必要がある。

## 6 大規模地震に備えた橋りょうの耐震補強の推進

国土交通省

大規模地震時に緊急活動や支援物資の輸送の役割を行う緊急輸送道路のネットワークを確保し、落橋等の甚大な被害から人命を守るため、橋りょう耐震化に必要な財源を確保すること。

### ◆現状・課題

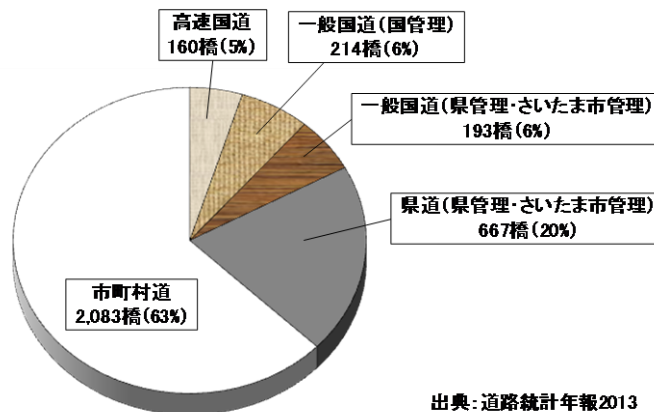
- ・ 阪神淡路大震災では多くの橋りょうで橋脚の損傷や橋桁の落下などが発生し、甚大な被害をもたらすとともに、復旧に多大な費用と長い期間を要した。この教訓から、本県は昭和55年よりも古い基準で建設され、かつ橋脚を有する橋りょうの耐震化を計画的に進めてきた。
- ・ 東日本大震災では、救助活動や被災地支援などの災害対策の面で緊急輸送道路が大きな役割を果たした。そこで、緊急輸送道路の耐震補強が必要な132橋について、これまでの計画を大幅に前倒しし、平成27年度末までに耐震補強を完了させることを目標に事業を推進している。
- ・ 併せて、平成26年度からは緊急輸送道路以外の耐震補強が必要な橋りょうの耐震化に着手し、スピード感を持って県管理道路全体の耐震補強を進めていく。
- ・ 東京湾北部地震などの大規模地震の発生が予想される中、早急に震災被害の防止策を講じ県民の安心安全を確保する必要がある。

県や市町村が橋りょうを計画的に維持管理するため、点検、修繕及び更新に必要な財源を確保すること。

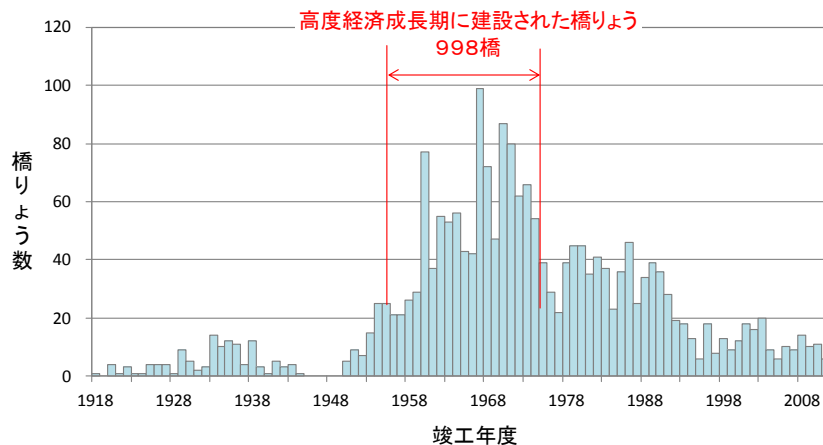
◆現状・課題

- 高度経済成長期に建設された多くの橋りょうが老朽化し、このまま放置すると一斉に大規模な修繕や架換えの時期を迎え、将来に大きな負担が生じることとなる。

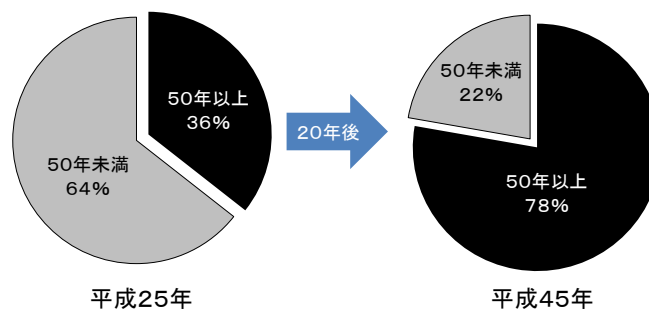
- 埼玉県内の橋りょう数  
(橋長 15m以上 3,317 橋)



- 埼玉県管理の橋りょう竣工年次グラフ (平成25年4月1日時点)  
(橋長 2m以上 2,505 橋)



- 架設後50年以上経過している橋りょう(本橋)の割合の推移  
(橋長 2m以上 2,505 橋)



老朽化が進む埼玉県の橋りょう



県民の安心・安全の確保に向け、老朽化した河川管理施設の更新や補強などを推進するため、河川管理施設の長寿命化対策に係る既存の補助制度を拡充するとともに、財源を確保すること。

**◆現状・課題**

- ・ 平成25年6月の河川法の改正において、今後見込まれる河川管理施設の老朽化の進行に対し、河川管理者はこれを良好な状態に保つよう、維持、修繕すべきことが明確化された。
- ・ 河川管理施設には、堤防、矢板などの護岸、排水機場まで様々なものがある。現行の制度では、排水機場など機械設備を有する特定構造物の更新に係る補助制度があるのみである。
- ・ 本県では河川巡視等で発見された損傷箇所を、対症療法的に修繕する事後対応が中心になっており、計画的な対策はできていない。
- ・ 現状のままでは、鋼矢板護岸等の河川管理施設の老朽化の急速な進行に伴い、倒壊するおそれがあることから、計画的な対策を行い、県民の安心安全を確保する必要がある。
- ・ 災害の未然防止を目的に河川管理施設の長寿命化を図るために、計画的な更新や補強などが必要となり、多額の費用を要する。

**◆提案・要望の具体的内容**

河川管理施設の長寿命化に関する既存制度の拡充、財源の確保

- ・ 特定構造物に該当しない護岸等の河川管理施設についても補助対象とし、長寿命化計画の策定や更新などができるよう、制度の拡充を図ること。
- ・ 長寿命化計画に基づく河川管理施設の対策工事等に対して、財源の確保など制度の拡充を図ること。



公園施設長寿命化対策支援事業について、地方の実情や財政状況に配慮し、必要な財源を確保するとともに、交付対象事業の要件の緩和を図ること。

◆現状・課題

- ・ 高度成長期以降に整備された県内の多くの都市公園では、年々、施設の老朽化が進展している。
- ・ このため、本県では、公園施設の劣化や損傷を適切に把握した上で、公園施設の維持保全、撤去・更新等に係る費用が最小となるよう「公園施設長寿命化計画」を策定し、「公園施設長寿命化対策支援事業」を活用しながら、公園施設の計画的な維持管理・更新に取り組んでいる。
- ・ しかし、「公園施設長寿命化対策支援事業」に必要な国の財源が十分に確保されていないほか、市町によっては面積要件などの交付対象事業の要件を満たさない施設が多くあり、計画的な維持管理・更新を行うことが困難な状況にある。

◆提案・要望の具体的内容

- ・ 「公園施設長寿命化対策支援事業」について必要な国の財源を確保するとともに、面積（2ha以上）や総事業費（1,500万円以上）などの交付対象事業の要件の緩和を図ること。

公立学校施設の耐震化や防災機能の強化、老朽化対策等を進めるための措置を引き続き強力に推進すること。

Is 値（構造耐震指標）0.3以上の施設の耐震化について、Is 値0.3未満の施設の耐震化と同等の財政支援措置を講じること。

構造体の長寿命化やライフラインの更新等が計画的に実施できるよう、補助要件の緩和や地方財政措置の充実を含めた、十分な財政支援措置を講じること。

耐震化や防災機能の強化、老朽化対策、空調設備の設置など公立学校の施設整備に必要な財源については、十分な規模を確保すること。

私立学校に通う児童生徒等の安全を確保するため、私立学校施設の耐震化や防災機能の強化について、補助率の嵩上げや補助対象校（園）数の拡大を通じ、強力に推進すること。

#### ◆現状・課題

- ・ 学校施設は児童生徒等が一日の大半を過ごす活動の場であるとともに、災害時には地域住民の避難場所としての役割も果たすことから、地震や台風、竜巻等に対し、その安全性の確保は重要である。
- ・ 東日本大震災において、学校施設をはじめとした多くの施設が甚大な被害を受けたが、残された学校施設は避難所として多くの地域住民を受け入れており、災害時における避難拠点としての学校施設の重要性が再認識された。

#### ○公立学校施設

- ・ 平成25年4月1日現在、本県の公立小中学校施設の耐震化率は93.1%で、全国平均の88.9%を上回っているが、耐震性のない棟数は300棟以上あり、耐震性の確保は喫緊の課題である。
- ・ 本県の公立小中学校施設の大半は昭和44年度から昭和59年度の児童生徒急増期に建設されている。今後はこれらの施設が更新時期を迎えることとなり、老朽化対策の推進は全国的な課題である。
- ・ 本県では近年、夏場の気温の上昇傾向が見られるため、市町村から空調設備設置の要望が寄せられている。

#### ○私立学校施設

- ・ 全ての県立高校で耐震化が終了しているのに対し、私立高校の耐震化率は、82.4%に止まっている。私立幼稚園についても、耐震化率は72.5%であり、全国平均の77.8%を下回っている。さらに、これまでの耐震診断の結果、70%以上が耐震工事が必要との判定が出ており、児童生徒等の安全が確保されているとは言い難い。
- ・ 一方で、児童生徒数は年々減少しており、今後も当面増加は見込めないため、私立学校が内部留保を蓄積するのは難しい。特に、幼稚園については保育所との競合もあり、経営環境は極めて厳しく、公的補助がなければ耐震化が進められない状況である。

平成25年度の状況

学種等		補助率 Is 値0.3未 満	補助率 Is 値0.3以 上	補助申請 校(園)数	補助決定 校(園)数
高等学校等	耐震補強	1/2	1/3	4	4
幼稚園	耐震補強	1/2	1/3	6	6
	改築	1/3	1/3	8	8

## ◆提案・要望の具体的内容

### ○公立学校施設

- ・ 地震防災対策特別措置法を改正し、Is 値0.3以上の施設の耐震化の補助率嵩上げ措置について、Is 値0.3未満の施設の耐震化と同等の財政支援措置を講じること。
- ・ 学校施設の耐震化を推進するため、年度途中においても必要な措置を講じること。
- ・ 従来、改築していた老朽施設の再生を図るため、構造体の長寿命化やライフラインの更新等が計画的に実施できるよう、平成25年度から創設された長寿命化改良事業の補助要件の緩和や地方財政措置の充実を含めた、十分な財政支援措置を講じること。
- ・ 地方負担の軽減を図るため、現行の地方債「全国防災事業債」を継続するとともに、より一層の充実を図ること。
- ・ 平成26年度当初の国の公立学校施設整備予算は、平成25年度当初予算とほぼ同額となっているが、一般会計予算において、平成26年度当初に計画していた事業の一部の採択が見送られた。耐震化や防災機能の強化、老朽化対策、空調設備の設置など公立学校施設整備に必要な十分な規模の財源を、当初予算において確実に確保すること。

### ○公立小中学校施設の耐震化に係る補助制度等の概要

事業区分	国庫補助率 (※1)	地方債 充当率(※3)	地方債に対する 交付税措置率 (※3)	実質的な 地方負担率
Is 値0.3未満の耐震補強	2/3 (※2)	100%	80%	6.7%
Is 値0.3以上の耐震補強	1/2 (※2)	100%	80%	10%
Is 値0.3未満の改築	1/2 (※2)	100%	80%	10%
Is 値0.3以上の改築	1/3	100%	80%	13.3%

※1 国庫補助率については、文部科学省の補助基準及び関係法令による。

※2 地震防災対策特別措置法により嵩上げされた国庫補助率（平成27年度までの時限措置）

※3 全国防災事業債を活用した場合

### ○私立学校施設

- ・ 私立学校施設整備費補助金（私立高等学校等施設高機能化整備費）について、補助率を嵩上げし、必要な財源を確保すること。
- ・ 私立学校施設整備費補助金（私立幼稚園施設整備費）について、補助率を嵩上げするとともに、補助対象園数の拡大に必要な財源を確保すること。

社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金事業について、災害時に自力で避難することが困難な方が多く入所している社会福祉施設の耐震化及びスプリンクラー整備を促進するため、基金の積み増し及び実施期限の3年間延長を図ること。

また、耐震化整備事業及びスプリンクラー整備事業の対象となっていない事業所を含む全ての施設を対象に加えること。

#### ◆現状・課題

- ・ 本県では、社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金を活用した社会福祉施設等の耐震化事業を推進し、平成21年度から25年度までの間に13施設の耐震化を完了した。
- ・ また、消防法令でスプリンクラー設備の設置が義務付けられている施設の全てで整備を完了した。
- ・ 今後、耐震化が必要な社会福祉施設について、平成29年度までに計画的に耐震化を推進する。
- ・ このため、平成25年度から社会福祉施設等の耐震化改修に要する費用に係る設置者負担額に対する県単独補助を実施している。
- ・ また、スプリンクラー設備の設置義務のない施設についても、すべての施設で整備を促進している。

#### ◆参考（社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金）

- ・ 事業期間：平成21年度～26年度
- ・ 事業対象等

区分	主な対象施設	補助率
耐震化整備事業	救護施設、障害者支援施設、障害児入所施設、乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設	基金 2 / 4 県 1 / 4
スプリンクラー整備事業	障害者支援施設、短期入所事業所、ケアホーム、グループホーム	設置者 1 / 4

#### ・ 基金の執行状況

(単位：百万円)

平成25年度末 基金累計額 A	平成26年度末 取崩し見込み額 B	平成26年度末 基金残額見込み C = A - B	平成29年度 までに積み増し が必要な額
2, 263	2, 263	0	3, 374

